

【 税務情報 】 ZEIMU INFORMATION

ご存じですか？ 森林環境税 令和6年度から徴収開始

令和6年度の個人住民税といえば定額減税の話題で持ちきりですが、いざ通知書を見ると見慣れない「森林環境税額」の文字が……。令和6年度から徴収が開始された、森林環境税を確認します。

森林環境税とは

森林環境税とは、日本の国土の約7割を占める森林の整備等を進めていくための財源として創設された、新しい税（国税）です。

税額

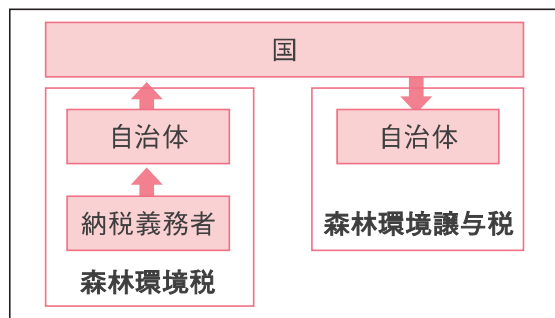
森林環境税額として、個人住民税を納める国民1人につき、年間1,000円が徴収されます。この徴収は、個人住民税に上乗せするかたちで自治体が行います。

【 個人住民税の特別徴収税額通知書（一部抜粋） 】

税額	市区町村	税額控除前所得割額 ④	*****
		税額控除額 ⑤	*****
		所得割額 ⑥	*****
	都道府県	均等割額 ⑦	****
		税額控除前所得割額 ④	*****
		税額控除額 ⑤	*****
		所得割額 ⑥	*****
均等割額 ⑦	****		
森林環境税額 ⑧		1000	

配分

徴収された森林環境税は、一旦、国に集められ、国から全国すべての自治体へ「森林環境譲与税」として配分されます。



配分は、次により按分されます。

- 私有林人工林面積
- 林業就業者数
- 人口

森林環境譲与税をどう活用するかは、自治体が判断します。すぐの活用が見込めず、基金として積み立てた自治体もあるようです。

森林経営管理制度

個人所有の森林は、十分な手入れができない、活用するにも規模が小さすぎる、所有者が分からない、などの問題があります。このような森林の整備を進めていくために、森林の経営や管理を自治体に任せる「森林経営管理制度」があります。この制度は、森林環境譲与税を財源としているため、活用できれば基本的に森林所有者の負担要らずで、整備が可能となります。相続で取得した森林の取扱いに悩まれている方は、こういった制度の活用も検討されてはいかがでしょうか。

参考：林野庁ホームページ「森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税」他

国内出張における日当の支給額

今年6月に財務省より発表された調査結果*から、企業の国内出張における日当の支給額をご紹介します。

日当の支給要件

上記調査結果から、国内出張における日当の支給要件をまとめると、表1のとおりです。

【表1】国内出張における日当が支給される要件
(%、回答数:551、複数回答)

往復行程(距離)により判断している	49.4
宿泊の有無により判断している	44.8
所用時間により判断している	20.9
出張先地域により判断している	6.4
その他	12.7
日当は支給しない	11.6

財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」より作成

往復行程(距離)により判断しているが49.4%で最も高くなりました。次いで、宿泊の有無により判断しているが44.8%で、これらを要件としている企業が多い状況です。そのほか、日当は支給しないが11.6%で、回答企業の9割近くが日当を支給しています。

日当の支給額

日当の支給額は表2のとおりです。

最低額をみると、平均額は1,780円です。実際の支給額では、2,000～2,499円の割合が22.6%と最も高く、1,000～1,499円も21.8%と20%を超えました。また1,500～1,999円も17.2%で、1,000～2,499円の間とする企業が6割程度を占めました。

最高額は、平均額が3,786円となりました。

実際の支給額としては、最低額と同じ2,000～2,499円の割合が18.1%で最も高い状況です。次いで、5,000～9,999円が15.0%と高くなりました。最低額に比べると、金額の差が大きくなっていることがわかります。

平均額については、平均額が2,621円で最高額と最低額の平均額の中間程度になっています。実際の金額的には2,000～2,499円が25.1%と、全体の4分の1を占めました。次いで1,500～1,999円が17.7%で、1,500～3,499円の間で全体の7割となっています。

【表2】国内出張における日当の支給額
(%、円、回答数:487)

	最低額	最高額	平均額
500円未満	6.6	1.0	1.2
500～999円	8.8	0.2	1.8
1,000～1,499円	21.8	4.1	9.2
1,500～1,999円	17.2	5.5	17.7
2,000～2,499円	22.6	18.1	25.1
2,500～2,999円	9.9	12.1	14.4
3,000～3,499円	7.8	14.8	13.8
3,500～3,999円	1.4	8.8	6.0
4,000～4,499円	1.8	12.3	4.1
4,500～4,999円	-	3.1	1.2
5,000～9,999円	1.2	15.0	4.3
10,000円以上	0.6	4.7	1.0
無回答	0.2	0.2	0.8
平均額	1,780	3,786	2,621

財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」より作成

日当を支給する企業では、自社の支給額の見直し材料にされてはいかがでしょうか。

*財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」

2024年6月に公表された、旅費規程等(国内出張、国内赴任、海外出張、海外赴任等)を有する民間企業3,000社を対象に、2023年6月～7月に行われたアンケート調査です。有効回収数は551件です。四捨五入の関係で100%にならない部分があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/20220627160951.html

企業の地震に対する備え

ここでは今年4月に内閣府から発表された調査結果*から、企業の地震に対する備えとして、転倒防止の実施状況をみていきます。

8割が転倒防止を実施

上記調査結果から、事業所の設備機器やオフィス機器の転倒防止の実施状況を主な産業別にまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体をみると、転倒防止措置を行っているが56.3%、設備機器のみ行っているが14.0%、オフィス機器のみ行っているが6.5%で、全体の75%程度が何らかの転倒防止を行っています。

多くの産業が5割以上で実施

産業別にみると、転倒防止を行っている割合

が最も高いのは、サービス業（他に分類されないもの）の65.6%でした。50%を超える産業が半分以上を占める結果となりました。

反対に、転倒防止を行っていない割合が最も高いのは、教育・学習支援業の58.9%でした。生活関連サービス業、娯楽業や宿泊業、飲食サービス業も40%を超えています。

できる限りの備えを

この調査結果によると、事業所建物の耐震基準が建築基準法に定める新耐震基準ではない割合が、全体の11.5%あります。建物の地震に対する備えも十分にしておきたいところです。

事業所の設備機器・オフィス機器の転倒防止の実施状況（回答数：1,826、%）

	行っている	設備機器のみ行っている	オフィス機器のみ行っている	行っていない	無回答
全体	56.3	14.0	6.5	22.8	0.4
建設業	59.0	10.8	5.4	24.8	0.0
製造業	60.8	16.2	5.7	17.0	0.3
電気・ガス・熱供給業・水道業	61.4	7.7	0.0	19.3	11.6
情報通信業	63.5	18.5	4.0	14.1	0.0
運輸業・郵便業	51.2	11.6	12.7	24.6	0.0
卸売業	53.2	16.1	6.2	24.5	0.0
小売業	43.4	11.9	8.0	36.7	0.0
金融・保険業	62.6	15.2	6.1	15.0	1.2
不動産業・物品賃貸業	60.9	10.9	6.0	22.3	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	61.5	16.4	7.6	14.5	0.0
宿泊業、飲食サービス業	41.7	12.0	3.4	42.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	38.9	7.6	7.6	43.0	2.8
教育・学習支援業	15.8	25.3	0.0	58.9	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	65.6	8.0	10.0	16.5	0.0

内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

*内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

総務省の事業所母集団データベースから抽出した4,934社を対象に、2024年1月に実施された調査です。有効回答数は1,826社、回収率は37.0%です。数値は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001216740&cycle=0>

★9月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

🚧 埼玉県内の労働災害発生状況について 🚧

令和5年の労働災害について、埼玉労働局より発生状況が公開されております。労働者が安全で健康に働けるよう、事業主様におかれましては、この機会に事業所内の安全対策を見直ししましょう！

①死亡災害の発生状況

業種別事故人数(前年比)	
陸上貨物運送事業	7名(+2名)
建設業	2名(-5名)
小売業・産業廃棄物処理業	2名(+1名)
製造業	1名(-5名)

型別事故人数(前年比)	
交通事故	7名(+6名)
墜落・転落	4名(-7名)
衝突され	3名(+2名)

②休業4日以上之死傷災害の発生状況

業種別事故人数(前年比)	
製造業	1,521名(+75名)
陸上貨物運送業	1,290名(-100名)
小売業	755名(-91名)
社会福祉施設	704名(+65名)

型別事故人数(前年比)	
転倒	1,738名(-64名)
動作の反動・無理な動作	1,389名(+50名)
墜落・転落	881名(-62名)

③熊谷監督署内の発生件数

災害別	令和5年	令和4年	増減数
死亡事故	3名	2名	+1名
死傷災害	641名	568名	+73名

熊谷管轄内
労災増加！



社会保険事務のポイント ～報酬等の考え方～

報酬等(報酬・賞与)は、「労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを包含します。報酬等に該当するか否かは、手当の名称等で判断するのではなく、手当の内容に基づき判断します。

該当する

- 賃金、賞与、通勤手当、扶養手当、インセンティブ } .. 現実に提供された労働に対する対価に加え、給与規程等に基づいて使用者が経常的に支払うもの
- 休業手当 .. 病欠中や休業中に支払われる場合
- 現物給与(食事、住宅手当) .. 雇用契約を前提とし、事業主から提供を受けているため
- 傷病手当金の差額補填見舞金 .. 恩恵的でも、労使協定等に基づき経常的に払われるもの

該当しない

- 傷病手当金、労災休業補償等 .. 労働の対償でないため
- 出張旅費、赴任旅費 .. 事業主が負担すべきもので、実費弁償を受けた場合
- 見舞金、結婚祝い金 .. 事業主が恩恵的に支給するものであるため
- 大入袋 .. 被保険者が常態として受ける報酬以外のため

★9月の営業土曜日は以下のとおりです。



7日(土) 休
14日(土) 休
21日(土) 営業(労務)
28日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所
TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

